

11月～12月は県内一斉 地方税滞納整理強化月間

納税の公平と税収の確保を図るため、11月～12月を「県内一斉地方税滞納整理強化月間」として、栃木県と協働して県内一斉に徴収の強化に取り組みます。

■栃木県の市県民税徴収率は全国平均を下回る

栃木県の市県民税徴収率（平成27年度実績 現年度・滞納繰越計）は92.6%で、全国平均94.7%を下回り、全国における順位は第46位です。

このような状況を打開すべく、県では市と協働して市県民税の徴収強化を図っています。特に滞納整理を強化すべき案件については、地方税法第48条により県に徴収の引継ぎを行い、より一層の滞納解消を図っています。

平成27年度の実績は次のとおりです。

地方税法第48条引継ぎ実績
件数…109件
金額…4,604万円
徴収実績…1,865万円

■税を滞納すると…

1 督促状が送られます

納期限を過ぎて概ね20日以上に督促状を送ります。督促状が発送されると本税のほかに督促手数料1000円を納める必要があります。また督促後10日を経過してなお納付が無い場合は差押をしなければならぬと法律に定められています。

2 財産の調査を行います

取立てや換価が容易な債権を優先して差押するので、給与、年金、売掛金、預貯金、生命保険等の調査を速やかにを行います。勤務先や取引相手または金融機関等に滞納が知られます。

債権が無い場合は、不動産または家宅搜索等により自動

車、動産の調査も行います。

3 差押を執行します

財産調査または搜索により差押可能な財産が見つかった場合は、速やかに差押を執行します。事前の予告は行いませんので、ある日突然差押が行われます。

滞納整理は、法律に基づき市（徴税吏員）に自力執行権が与えられており、裁判所の命令や令状を要せずに搜索や差押をすることができ、これは税が法律に基づき公平に課されており、他の債権に優先して徴収するものと法律で定めているからです。

■ローン返済は滞納の理由になる？

住宅や自動車のローンや消費者金融の返済等を優先して滞納をしている方がいます。

しかしながら、自身の財産取得や資産形成に伴う返済であり、納税の公平性に反するので認められません。返済計画の見直し等を行い

滞納の解消および納期内納付をする必要があります。

■特別な事情がある場合は、すぐに納税相談を

災害や盗難、急な疾病や負傷、事業の廃止等により、本来の納期限までに納付ができない場合は、納税を猶予（納期限を遅らせる、分割回数を増やすなど）できると法律で定めています。

滞納になる前に、まずはご相談ください。

（但し要件に該当しても納付できる資力がある等、猶予を受けられない場合があります。）

■うっかりミスで滞納をしたために

「気づいたら納期限を過ぎていた」

「納付に行く時間が取れない」
方には、口座振替が便利です。

口座振替について、詳しくは納税（納入）通知書または税務課にご確認ください。なお、ご利用には金融機関への届け出が必要です。

納期内であれば、コンビニエンスストアでの納付もできます。（バーコード付き納付

書に限る）

■市からの納税（納入）通知には必ず目を通しましょう

「自分は年金天引き」、「口座振替している」、「自分は国保に入っていない」と思って通知に目を通さず、督促状が届いて、初めて自分が滞納していることに気付く方がいます。

法令、制度、規約により「毎年度年金天引きとは限らない」、「新たな課税、名義変更などは口座振替の届け出が必要」、「家族が国保に加入しても納税義務者は世帯主」になる場合があります。

「自分は関係ない」と思い込まず、通知が届いたら必ず内容を確認して不明な点は税務課にお問い合わせください。

■問い合わせ先

税務課 ☎(32) 8893

ストップ！

滞納

